

(別紙1)

応援職員派遣支援事業における前提について【法人間の間接派遣の場合】

(応募いただく施設、職員の方へ(入所・居住施設で職員が不足するケース))

本事業による法人間の職員派遣(間接派遣)等については、派遣等に際して個別に御相談させていただきますが、概ね以下を前提としております。

応募を検討するに当たっての材料としていただきますようお願いいたします。

なお、間接派遣とは、「新型コロナウイルスの感染者が発生等した施設に応援職員を派遣したため、職員不足となっている同一法人の別施設(感染者が確認されていない施設)等への職員派遣」を想定していますが、感染発生施設との立地関係等を考慮する必要性もありますので、定義についてはさらに検討します。

1. 本事業により派遣される職員が介護に従事する場所等

新型コロナウイルスの感染者が発生等した施設に応援職員を派遣したため、職員不足となっている同一法人の別施設(感染者が確認されていない施設)等に派遣されます。

2. 必要な衛生資材の提供、職員派遣等に当たっての費用負担等

本事業により派遣される職員が介護を提供するに当たり必要な衛生資材は、派遣先施設等で不足する場合には、県から提供します。

また、職員派遣等に当たって必要となる費用は、別表により、県が負担します。具体的には以下のとおりです。

(1) 衛生資材の提供

本事業により派遣される職員が、介護サービスを提供する際に必要な衛生資材(手袋、マスク等を想定しています。)は、派遣先の入所施設等のものを使用することを優先し、不足する場合に県から提供します。

なお、利用者に対して介護を提供する際には、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省事務連絡)等に基づき、一般には、使い捨て手袋とマスクが使用されることを想定しています。

それ以上の感染防護が必要と考えられる場合等については個別に御相談いただきます。

(2) 職員派遣等に関する費用負担等

施設・事業所が本事業により職員派遣等を行うに当たって必要となる新たな費用(例:職員が派遣先で介護に従事するための手当、旅費等)は県が負担します。

なお、本事業により派遣される職員の人件費(給与等)そのものについては県の負担の対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症への対応下では、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日厚生労働省事務連絡)等により、介護報酬、人員等の基準については柔軟な取扱いが可能とされています。

例えば、本事業による職員派遣等により介護報酬上の加算の要件を満たさなくなつた場合等においても、柔軟に対応いただけるよう保険者（市町村等）に対して周知します。

(3) 派遣元法人に対する協力金

応援職員を派遣していただいた他の法人に対して、別表により、県が協力金を支給します。

3. その他

本事業に応募いただける施設・事業所については、その名称を県のホームページでの公表や記者発表すること等により、広く協力施設・事業所として広報していくことを検討しています。

なお、広報を希望されない施設・事業所については、広報を行いません。

(別紙2)

応援職員派遣支援事業における前提について【法人間の直接派遣の場合】

(応募いただく施設、職員の方へ(入所・居住施設で職員が不足するケース))

本事業による法人間の職員派遣(直接派遣)等については、派遣等に際して個別に御相談させていただきますが、概ね以下を前提としております。

応募を検討するに当たっての材料としていただきますようお願いいたします。

なお、直接派遣とは、「新型コロナウイルスの感染者が発生等した施設等への職員派遣」を想定しています。

1. 本事業により派遣される職員が介護に従事する場所等

可能な限り新型コロナウイルスへの感染のリスクが低いと考えられる場所において、同ウイルスへの感染が確認されていない利用者に対する介護の提供についての協力を基本とします。具体的には以下のとおりです。

(1) 派遣職員が担当する利用者

本事業により派遣される職員が介護サービスを提供する利用者は、

- ①濃厚接触者でない利用者
- ②濃厚接触者でPCR検査での結果が陰性となっている利用者
- ③濃厚接触者でPCR検査での結果が出る前の利用者(症状のない利用者)
- ④濃厚接触者でPCR検査での結果が出る前の利用者(症状のある利用者)

が想定されますが、このうち①及び②の利用者の担当を基本とします。

(2) 派遣職員が担当するフロア

本事業により派遣される職員が介護サービスを提供する場所については、上記(1)を踏まえ、新型コロナウイルス感染者が発生していないフロア、新型コロナウイルス感染者が発生したフロアであっても消毒が完了し、保健衛生上適切な管理がなされている場所等、新型コロナウイルスへの感染のリスクが低いと考えられる場所を基本とします。

2. 必要な衛生資材の提供、職員派遣等に当たっての費用負担等

本事業により派遣される職員が介護を提供するに当たり必要な衛生資材等は、県から提供します。また、職員派遣等に当たって必要となる費用は、別表により、県が負担します。具体的には以下のとおりです。

(1) 衛生資材の提供

本事業により派遣される職員が、介護サービスを提供する際に必要な衛生資材(手袋、マスク、フェイスシールド、ガウン等を想定しています。)は、県から提供します。

なお、利用者に対して介護を提供する際には、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省事務連絡)等

に基づき、一般には、使い捨て手袋とマスク（濃厚接触者等の場合はサージカルマスク）の使用が想定され、必要に応じて、ゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等が使用されることを想定しています。それ以上の感染防護が必要と考えられる場合等については個別に御相談いただきます。

(2) 衛生資材の使い方等に関する研修

本事業により職員が派遣されるに当たっては、衛生資材の使い方等を十分に理解しておくことが必要と考えられますので、本事業に応募いただいた施設や職員の方を対象に、実際に派遣される前に衛生資材の使い方等の研修が受けられるよう検討しています。

(3) 職員派遣等に関する費用負担等

施設・事業所が本事業により職員派遣等を行うに当たって必要となる新たな費用（例：職員に支給する特別手当、職員が派遣先で介護に従事するための旅費（交通費・宿泊費）、傷害保険に加入するための保険料 等）は、別表により、県が負担します。

なお、本事業により派遣される職員の人件費（給与等）そのものについては、県の負担の対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症への対応下では、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日厚生労働省事務連絡）等により、介護報酬、人員等の基準については柔軟な取扱いが可能とされています。

例えば、本事業による職員派遣等により介護報酬上の加算の要件を満たさなくなった場合等においても、柔軟に対応いただけるよう保険者（市町村等）に対して周知します。

(4) 派遣元法人に対する協力金

応援職員を派遣していただいた他の法人に対して、別表により、協力金を支給します。

3. 派遣された職員が安心して元の職場に戻ることができるための対応

本事業により派遣される職員が、安心して元の職場に戻ることができるよう支援します。具体的には以下のとおりです。

(1) 待機期間の宿泊費用

本事業により派遣される職員の希望により、職員派遣終了後（※派遣中を含みます。）にホテル等で待機する際は、別途、当該ホテル等の宿泊費用を県が負担します。

(2) 専門外来・嘱託医の受診

職員派遣終了後に専門外来若しくは嘱託医の診察を受診し、医師が必要と認めた場合に、PCR検査を実施します。

4 その他

本事業に応募いただける施設・事業所については、その名称を県のホームページでの公表や記者発表すること等により、広く協力施設・事業所として広報していくこと

を検討しています。

なお、広報を希望されない施設・事業所については、広報を行いません。

(別表)

○補助金の内容

補助金は、次表により、単価に対象期間又は対象人数を乗じた額とします。

項目	対象施設	単価	対象期間・人数	備考
応援職員経費	感染発生施設に、直接若しくは間接に、応援職員を派遣した施設 (同一法人内も含む)	16,000 円/日 (※1)	派遣期間及び 自宅待機期間 (待機期間は 14 日を上限)	応援職員 又は代替 職員への 支給等が 必要
派遣法人協力費	感染発生施設に、直接若しくは間接に、応援職員を派遣した法人 (同一法人内を除く)	10,000 円/日	同上	
事業者団体派遣調整費	感染発生施設への 応援職員の派遣を調整した団体	2,000 円/人	実派遣人数	10 万円が 上限

(※1) 直接派遣の場合は、派遣期間中は特別手当 4,000 円を上乗せ